靴	黒色又は白色とする。
手袋	白色とする。
帽子雨覆い	無色透明とする。
帯革	男性警察官帯革と同様とする。
警棒	男性警察官警棒と同様とする。
手錠	男性警察官手錠と同様とする。
拳銃つりひも	男性警察官拳銃つりひもと同様とする。
警察庁長官章	男性警察官警察庁長官章と同様とする。
階級章	寸法を図十のとおりとするほかは、男性警察官階級章と同様とする。
識別章	男性警察官識別章と同様とする。

備考

一　長官の袖章は、警視総監のものと同様とする。

二　冬服及び合服の上衣には、当該上衣の両側にまちを付けた上で当該まちの腰部に貫通口を設け、又は当該上衣の両側の腰部に直接貫通口を設けることができる。この場合において、まちに貫通口を設ける上衣にあつては、当該まちに当該貫通口を覆うためのファスナーを付ける等により当該貫通口を外部から直接見ることができないようにすることができるものとし、上衣の両側に直接貫通口を設ける上衣にあつては、当該貫通口にファスナーを付ける等により当該貫通口を塞ぐことができるものとしなければならない。

三　防寒服第一種については、上衣のみとすることができる。

四　防寒服及び雨衣の頭巾については、状況により用いないことができる。

五　紺色雨衣にあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、光反射布を付けることができる。

六　ベルトにあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けることができる。

七　帯革については、拳銃用調整具を用いず、本帯に直接拳銃入れを通すことができる。

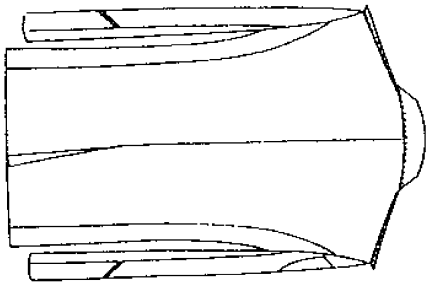
八　拳銃つりひもは、帯革の拳銃用調整具又は拳銃入れと留め革の間になす環を大きい輪に通して留める。

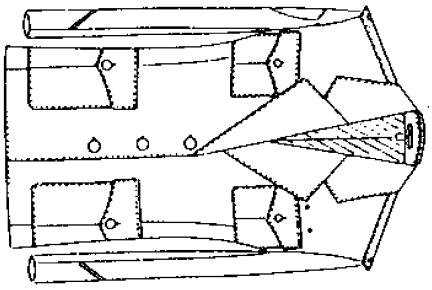
九　識別章については、長官の定めるところにより、番号標の裏面を表示することができる。

十　警察庁長官章、階級章及び識別章の取付け位置は、男性警察官の場合と同様とする。ただし、階級章（警視総監の階級章を除く。）及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十一のとおりとする。

十一　図一から図十までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

図一　冬服上衣







図二　冬服ベスト

